

新	旧	備 考
電気個別要綱 （レジデンスクラブでんき B） 2026年 1 月 1 日実施 株式会社 C D エナジーダイレクト	電気個別要綱 （レジデンスクラブでんき B） 2023年10月1日実施 株式会社 C D エナジーダイレクト	

新	旧	備 考																												
本 則	本 則																													
1 適 用	1 適 用																													
(1) この個別要綱のレジデンスクラブでんき B（以下「レジデンスクラブでんき B」といいます。）は、当社が別途定める電気基本契約要綱（低圧）（以下「基本要綱」といいます。また、基本要綱が変更された場合は、変更後の基本要綱によります。）の従量電灯の適用範囲に該当し、契約電流が 10 アンペア、15 アンペア、20 アンペア、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペアまたは 60 アンペアである需要で、三菱地所株式会社（以下「三菱地所」といいます。）を当社の媒介事業者として、当社が申込みを受付し、合意したときに適用いたします。	(1) この個別要綱のレジデンスクラブでんき Bは、当社が別途定める電気基本契約要綱（低圧）（以下「基本要綱」といいます。また、基本要綱が変更された場合は、変更後の基本要綱によります。）の従量電灯の適用範囲に該当し、契約電流が 10 アンペア、15 アンペア、20 アンペア、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペアまたは 60 アンペアである需要で、三菱地所株式会社（以下「三菱地所」といいます。）が当社の媒介事業者として、当社がお客さまと当社とが合意したときに適用いたします。																													
(2) この個別要綱は、基本要綱とあわせて適用いたします。	(2) この個別要綱は、基本要綱と合わせて適用いたします。																													
2 料 金	2 料 金																													
料金は、基本料金、電力量料金および別表 2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 1（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 86,100 円を下回る場合は、別表 1（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 1（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 86,100 円を上回る場合は、別表 1（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。	料金は、基本料金、電力量料金および別表 2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 1（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 86,100 円を下回る場合は、別表 1（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 1（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 86,100 円を上回る場合は、別表 1（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。																													
(1) 基本料金	(1) 基本料金																													
基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。	基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。																													
<table><tr><td>契約電流 10 アンペア</td><td>276 円 90 銭</td></tr><tr><td>契約電流 15 アンペア</td><td>415 円 35 銭</td></tr><tr><td>契約電流 20 アンペア</td><td>553 円 80 銭</td></tr><tr><td>契約電流 30 アンペア</td><td>830 円 70 銭</td></tr><tr><td>契約電流 40 アンペア</td><td>1,107 円 60 銭</td></tr><tr><td>契約電流 50 アンペア</td><td>1,384 円 50 銭</td></tr><tr><td>契約電流 60 アンペア</td><td>1,661 円 40 銭</td></tr></table>	契約電流 10 アンペア	276 円 90 銭	契約電流 15 アンペア	415 円 35 銭	契約電流 20 アンペア	553 円 80 銭	契約電流 30 アンペア	830 円 70 銭	契約電流 40 アンペア	1,107 円 60 銭	契約電流 50 アンペア	1,384 円 50 銭	契約電流 60 アンペア	1,661 円 40 銭	<table><tr><td>契約電流 10 アンペア</td><td>276 円 90 銭</td></tr><tr><td>契約電流 15 アンペア</td><td>415 円 35 銭</td></tr><tr><td>契約電流 20 アンペア</td><td>553 円 80 銭</td></tr><tr><td>契約電流 30 アンペア</td><td>830 円 70 銭</td></tr><tr><td>契約電流 40 アンペア</td><td>1,107 円 60 銭</td></tr><tr><td>契約電流 50 アンペア</td><td>1,384 円 50 銭</td></tr><tr><td>契約電流 60 アンペア</td><td>1,661 円 40 銭</td></tr></table>	契約電流 10 アンペア	276 円 90 銭	契約電流 15 アンペア	415 円 35 銭	契約電流 20 アンペア	553 円 80 銭	契約電流 30 アンペア	830 円 70 銭	契約電流 40 アンペア	1,107 円 60 銭	契約電流 50 アンペア	1,384 円 50 銭	契約電流 60 アンペア	1,661 円 40 銭	
契約電流 10 アンペア	276 円 90 銭																													
契約電流 15 アンペア	415 円 35 銭																													
契約電流 20 アンペア	553 円 80 銭																													
契約電流 30 アンペア	830 円 70 銭																													
契約電流 40 アンペア	1,107 円 60 銭																													
契約電流 50 アンペア	1,384 円 50 銭																													
契約電流 60 アンペア	1,661 円 40 銭																													
契約電流 10 アンペア	276 円 90 銭																													
契約電流 15 アンペア	415 円 35 銭																													
契約電流 20 アンペア	553 円 80 銭																													
契約電流 30 アンペア	830 円 70 銭																													
契約電流 40 アンペア	1,107 円 60 銭																													
契約電流 50 アンペア	1,384 円 50 銭																													
契約電流 60 アンペア	1,661 円 40 銭																													
(2) 電力量料金	(2) 電力量料金																													
電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。	電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。																													
<table><tr><td>定額料金</td><td>1 契約につき最初の 300 キロワット時まで</td><td>10,085 円 20 銭</td></tr><tr><td>従量料金</td><td>300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき</td><td>35 円 59 銭</td></tr></table>	定額料金	1 契約につき最初の 300 キロワット時まで	10,085 円 20 銭	従量料金	300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	35 円 59 銭	<table><tr><td>定額料金</td><td>1 契約につき最初の 300 キロワット時まで</td><td>10,085 円 20 銭</td></tr><tr><td>従量料金</td><td>上記をこえる 1 キロワット時につき</td><td>35 円 59 銭</td></tr></table>	定額料金	1 契約につき最初の 300 キロワット時まで	10,085 円 20 銭	従量料金	上記をこえる 1 キロワット時につき	35 円 59 銭																	
定額料金	1 契約につき最初の 300 キロワット時まで	10,085 円 20 銭																												
従量料金	300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	35 円 59 銭																												
定額料金	1 契約につき最初の 300 キロワット時まで	10,085 円 20 銭																												
従量料金	上記をこえる 1 キロワット時につき	35 円 59 銭																												

新	旧	備 考
3 割 引 (1) ガスセット割（以下「セット割」といいます。）は、次のいずれにも該当するお客さまがセット割の適用を希望され、お客さまと当社とが合意したときに適用いたします。 イ レジデンスクラブでんきBの需要場所において同一の名義により、当社との間でガス需給契約（以下「対象ガス需給契約」といいます。）を締結していること。 ロ レジデンスクラブでんきBの料金と対象ガス需給契約にもとづきお支払いいただく料金とを同一の支払い方法によりお支払いいただくこと。 (2) セット割の適用を受けるお客さまの料金は、2（料金）に定める料金から、2（料金）(1)によって基本料金として算定された金額およびその1月の使用電力量に2（料金）(2)の該当料金を適用して算定された金額それぞれの0.5パーセントに相当する金額を差し引いた金額といたします。 (3) お客さまがセット割の適用を希望される場合は、当社に申込みをしていただきます。 4 そ の 他 (1) 基本要綱2（要綱の変更）(7)にかかわらず、当社は、この個別要綱を変更する場合、変更前は変更しようとする内容、変更後は変更した内容、需給契約が成立した日、供給地点特定番号ならびに当社の名称および所在地を、電磁的方法（お客さまに電子メールを送信する方法、またはインターネット上の三菱地所のウェブサイトもしくは当社のウェブサイトに掲載する方法等をいいます。）等によりお客さまにお知らせいたします。この場合、お客さまが希望されるときを除き、当該変更の内容以外のお知らせについては省略することがあります。 (2) 当社は、特別の事情がある場合を除き、基本要綱1（適用）(1)の当社が電磁的方法により提供するサービスにより、基本要綱20（使用電力量の算定）(5)にもとづく使用電力量の算定の結果のお知らせをするものといたします。 (3) 当社は、基本要綱22（日割計算）に準じて日割計算を行ない、料金を算定いたします。ただし、<u>定額料金の日割計算および料金適用上の電力量区分の日割計算</u>は、別表3（<u>定額料金等</u>の日割計算の基本算式）によるものといたします。 (4) 当社は、お客さまの名義、需要場所（供給地点特定番号を含みます。）、使用電力量、料金およびその他の需給契約に係る事項について、三菱地所またはレジデンスクラブでんきB販売の委託先に情報を提供することおよび三菱地所またはレジデンスクラブでんきB販売の委託先から情報の提供を受けることがあります。 (5) その他の事項については、基本要綱の従量電灯にかかわる規定によります。	3 割 引 (1) ガスセット割（以下「セット割」といいます。）は、次のいずれにも該当するお客さまがセット割の適用を希望され、お客さまと当社とが合意したときに適用いたします。 イ レジデンスクラブでんきBの需要場所において同一の名義により、当社との間でガス需給契約（以下「対象ガス需給契約」といいます。）を締結していること。 ロ レジデンスクラブでんきBの料金と対象ガス需給契約にもとづきお支払いいただく料金とを同一の支払い方法によりお支払いいただくこと。 (2) セット割の適用を受けるお客さまの料金は、2（料金）に定める料金から、2（料金）(1)によって基本料金として算定された金額およびその1月の使用電力量に2（料金）(2)の該当料金を適用して算定された金額それぞれの0.5パーセントに相当する金額を差し引いた金額といたします。 (3) お客さまがセット割の適用を希望される場合は、当社に申込みをしていただきます。 4 そ の 他 (1) 基本要綱2（要綱の変更）(7)の<u>規定</u>にかかわらず、当社は、この個別要綱を変更する場合、変更前は変更しようとする内容、変更後は変更した内容、需給契約が成立した日、供給地点特定番号ならびに当社の名称および所在地を、電磁的方法（お客さまに電子メールを送信する方法、またはインターネット上の三菱地所のウェブサイトもしくは当社のウェブサイトに掲載する方法等をいいます。）等によりお客さまにお知らせいたします。この場合、お客さまが希望されるときを除き、当該変更の内容以外のお知らせについては省略することがあります。 (2) 当社は、特別の事情がある場合を除き、基本要綱1（適用）(1)の当社が電磁的方法により提供するサービスにより、基本要綱20（使用電力量の算定）(5)にもとづく使用電力量の算定の結果のお知らせをするものといたします。 (3) 当社は、基本要綱22（日割計算）に準じて日割計算を行ない、料金を算定いたします。ただし、料金適用上の電力量区分の日割計算は、別表3（<u>料金適用上の電力量区分</u>の日割計算の基本算式）によるものといたします。 (4) 当社は、お客さまの名義、需要場所（供給地点特定番号を含みます。）、使用電力量、料金およびその他の需給契約に係る事項について、三菱地所またはレジデンスクラブでんき販売の委託先に情報を提供することおよび三菱地所またはレジデンスクラブでんき販売の委託先から情報の提供を受けることがあります。 (5) その他の事項については、基本要綱の従量電灯にかかわる規定によります。	

新	旧	備 考
附 則	附 則	
実施期日	1 本個別要綱の実施期日	
この個別要綱は、2026 年 1 月 1 日から実施いたします。	本個別要綱は、2023 年 10 月 1 日から実施いたします。	
	2 本個別要綱の実施に伴う切替え措置	
	当社は、料金算定期間にかかる供給の起点が 2023 年 10 月 1 日より前であって、2023 年 10 月 1 日から同月 31 日までの間に実施された検針により計量および算定された使用電力量にもとづいて算定される料金については、本個別要綱の変更前の電気個別要綱に基づき算定いたします。	
別 表	別 表	
1 燃料費調整	1 燃料費調整	
(1) 燃料費調整額の算定	(1) 燃料費調整額の算定	
イ 平均燃料価格	イ 平均燃料価格	
原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。	原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。	
なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。	なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。	
平均燃料価格＝ $A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$	平均燃料価格＝ $A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$	
A＝各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格	A＝各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格	
B＝各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格	B＝各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格	
C＝各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格	C＝各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格	
$\alpha = 0.0048$	$\alpha = 0.0048$	
$\beta = 0.3827$	$\beta = 0.3827$	
$\gamma = 0.6584$	$\gamma = 0.6584$	
なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。	なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。	
ロ 燃料費調整単価	ロ 燃料費調整単価	
燃料費調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。	燃料費調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。	
なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。	なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。	
(イ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 86,100 円を下回る場合	(イ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 86,100 円を下回る場合	
燃料費 調整単価	燃料費 調整単価	
$= (86,100 \text{ 円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{(2) \text{の基準単価}}{1,000}$	$= (86,100 \text{ 円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{(2) \text{の基準単価}}{1,000}$	
(ロ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 86,100 円を上回る場合	(ロ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 86,100 円を上回る場合	
燃料費 調整単価	燃料費 調整単価	
$= (\text{平均燃料価格} - 86,100 \text{ 円}) \times \frac{(2) \text{の基準単価}}{1,000}$	$= (\text{平均燃料価格} - 86,100 \text{ 円}) \times \frac{(2) \text{の基準単価}}{1,000}$	

新		旧		備 考
ハ 燃料費調整単価の適用 各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する次の燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。		ハ 燃料費調整単価の適用 各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する次の燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。		
平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間	平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間	
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の計量日から6月の計量日の前日までの期間	毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の計量日から6月の計量日の前日までの期間	
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の計量日から7月の計量日の前日までの期間	毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の計量日から7月の計量日の前日までの期間	
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の計量日から8月の計量日の前日までの期間	毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の計量日から8月の計量日の前日までの期間	
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の計量日から9月の計量日の前日までの期間	毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の計量日から9月の計量日の前日までの期間	
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の計量日から10月の計量日の前日までの期間	毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の計量日から10月の計量日の前日までの期間	
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月の計量日から11月の計量日の前日までの期間	毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月の計量日から11月の計量日の前日までの期間	
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月の計量日から12月の計量日の前日までの期間	毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月の計量日から12月の計量日の前日までの期間	
毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の計量日から翌年の1月の計量日の前日までの期間	毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の計量日から翌年の1月の計量日の前日までの期間	
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の計量日から2月の計量日の前日までの期間	毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の計量日から2月の計量日の前日までの期間	
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の2月の計量日から3月の計量日の前日までの期間	毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の2月の計量日から3月の計量日の前日までの期間	
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の計量日から4月の計量日の前日までの期間	毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の計量日から4月の計量日の前日までの期間	
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間(翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間)	翌年の4月の計量日から5月の計量日の前日までの期間	毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間(翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間)	翌年の4月の計量日から5月の計量日の前日までの期間	
ニ 燃料費調整額 燃料費調整額は、その1月の使用電力量にロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。		ニ 燃料費調整額 燃料費調整額は、その1月の使用電力量にロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。		

新	旧	備 考				
(2) 基準単価 基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。 <table><tr><td>1 キロワット時につき</td><td>18 銭 3 厘</td></tr></table>	1 キロワット時につき	18 銭 3 厘	(2) 基準単価 基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。 <table><tr><td>1 キロワット時につき</td><td>18 銭 3 厘</td></tr></table>	1 キロワット時につき	18 銭 3 厘	
1 キロワット時につき	18 銭 3 厘					
1 キロワット時につき	18 銭 3 厘					
(3) 燃料費調整単価等のお知らせ 当社は、(1)イの各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格、 1 トン当たりの平均石炭価格および(1)ロによって算定された燃料費調整単価をお客さまにお知らせいたします。	(3) 燃料費調整単価等のお知らせ 当社は、(1)イの各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格、 1 トン当たりの平均石炭価格および(1)ロによって算定された燃料費調整単価をお客さまにお知らせいたします。					
2 再生可能エネルギー発電促進賦課金	2 再生可能エネルギー発電促進賦課金					
(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第 36 条第 2 項に定める納付金単価に相当する金額とし、再生可能エネルギー特別措置法の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）により定めます。 なお、当社は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価をお客さまにお知らせいたします。	(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第 36 条第 2 項に定める納付金単価に相当する金額とし、再生可能エネルギー特別措置法の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）により定めます。 なお、当社は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価をお客さまにお知らせいたします。					
(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用 (1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の 4 月の計量日から翌年の 4 月の計量日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。	(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用 (1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の 4 月の計量日から翌年の 4 月の計量日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。					
(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定 イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その 1 月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。 なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の単位は、 1 円とし、その端数は、切り捨てます。 ロ お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 1 項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときは、お客さまからの申出の直後の 4 月の計量日から翌年の 4 月の計量日（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 5 項または第 6 項の規定により認定を取り消された場合は、その月の末日といたします。）の前日までの期間に当該事業所において使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、当該金額に再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 3 項に規定する政令で定める割合として再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。 なお、減免額の単位は、 1 円とし、その端数は、切り捨てます。	(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定 イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その 1 月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。 なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の単位は、 1 円とし、その端数は、切り捨てます。 ロ お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 1 項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときは、お客さまからの申出の直後の 4 月の計量日から翌年の 4 月の計量日（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 5 項または第 6 項の規定により認定を取り消された場合は、その月の末日といたします。）の前日までの期間に当該事業所において使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、当該金額に再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 3 項に規定する政令で定める割合として再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。 なお、減免額の単位は、 1 円とし、その端数は、切り捨てます。					

新	旧	備 考
3 定額料金等の日割計算の基本算式 (1) 定額料金を日割りする場合の日割計算の基本算式は、次のとおりといたします。 定 額 料 金 = 10,085 円 20 銭× 日割計算対象日数 暦 日 数 (2) 料金適用上の電力量区分を日割りする場合の日割計算の基本算式は、次のとおりといたします。 定額料金適用電力量 = 300 キロワット時 × 日割計算対象日数 暦 日 数 なお、定額料金適用電力量とは、(1)により算定された定額料金が適用される電力量をいいます。 (3) (2)に規定する日割計算後の定額料金適用電力量の単位は、 1 キロワット時とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。	3 定額料金等の日割計算の基本算式 (1) 定額料金を日割りする場合は、基本料金を日割りする場合に準ずるものとします。 (2) 料金適用上の電力量区分を日割りする場合の日割計算の基本算式は、次のとおりといたします。 定額料金適用電力量 = 300 キロワット時 × 日割計算対象日数 暦 日 数 なお、定額料金適用電力量とは、(1)により算定された定額料金が適用される電力量をいいます。 (3) (2)に規定する日割計算後の定額料金適用電力量の単位は、 1 キロワット時とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。	